## 議案第16号 平成28年度倉吉市一般会計予算

# 2款

#### ○1項1目「庁舎等管理」

①委託料のうち、新規事業の「公共施設等総合管理計画作成業務」48 0万円について事業のねらい・経過について説明をお願いする。また、 480万円の予算は具体的にはどのように使われるのか。

#### 〇1項1目「人件費(再任用)」

平成28年度予算2088万7千円となっているが、

①人数は何人か。②給料などはどうなっているか。③再任にあたっては本人の希望を聞いたり、これまでの勤務経験などを考慮しているか。

③民間企業では、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、6 5歳までの雇用確保措置の義務づけがなされ、また、定年を段階的に6 5歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出も でている。1億総活躍社会が言われる中、倉吉市としてはいつまで「再 任用」といった形をとるのか。

### 〇1項2目「人事管理」

新規事業「ストレスチェック委託料」72万7千円

- ①事業の対象者、内容(どのようなことをするのか)について。
- ②ストレスチェックをどのように活用するのか。

## 〇1項7目「企画政策推進」

2228円5千円のうち、新規事業「市民提案型共同プロジェクト支援 委託料」270万円

- ①この事業は、具体的にはどのような形で行われるのか
- ②コンサルタントはどのような方にお願いし、具体的にはどのようなことをするのか。

## 6款

# ○1項3目「鳥獸被害総合対策事業」。

- ①報酬として、有害鳥獣被害対策実施隊として40万8千円が計上されている。条例もでき、新たに設置されたが、有害鳥獣被害対策実施隊について説明をお願いする。
- ②普通旅費について。有害処理施設視察として2人分8万円が計上されているが、どのような内容か。
- 〇1項3目「定年帰農者等支援事業」。新規事業として90万円
- ①「国及び県の新規就農者に対する支援制度の要件を満たさない」とは 具体的にはどういうことか。

- ②「定年帰農者等支援事業」では、どのような支援、負担軽減を受けられるのか。
- ③人数面、内容面など改善が必要ではないか。(少ない、補正も)

# 7款

- ○1項2目「就職情報提供事業」205万3千円(新規事業)。
- ①この事業が出来た背景について。
- ②コーディネートについて。報酬として176万2千円となっている。 どのような方を考えているか。
- ③事業内容について。ハローワークとの違いなども含めて説明をお願い する。
- 〇1項3目「琴櫻記念館運営事業」607万4千円。
- ①入場者数は?
- ②どのような展示物、案内があるのか(説明もしてもらえるのか)。
- ③倉吉市出身で名誉市民でもある、琴櫻関を顕彰するとともに、観光施設として今後も活用できればと考える。琴桜顕彰碑が別のところにあったり、成徳小学校にも資料室があったり(現在は立替のため倉吉博物館へ)充実、PR のあり方について考えてみることも大切ではないか。
- 〇1項3目「ポップカルチャーによる観光客等誘致促進事業」。新規事業1600万円。
- ①事業の目的について、なじみの薄い言葉でだが、もう少し分かりやすく説明をお願いする。
- ②委託料1540万円。具体的にはどのようなことをするのか。
- ③需用費21万4千円。大原刀匠安綱(おはらとうしょうやすつな)、 この人物とこの事業はどんな関係があるのか。
- 8款 4項1目「都市計画総務(景観)」
- ○「都市計画マスタープラン」に関わる予算403万6千円。
- ①策定にあたっての,方針(目的、進め方)、検討委員について
- ②作成委託料400万円はすべて業者に委託する?
- ③策定した「都市計画マスタープラン」の活用について

#### 議案第46号

「倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について」。

1 第1条(目的)及び第2条(定義)について

第1条には、「この条例は、地方税法第6条第2項の規定に基づき、市内の区域内に存する地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合における当該特定業務施設のように供する固定資産に対する固定資産税にかかる不均一の課税に関し必要な事項を定めることにより、本市の活力の再生に資する事業活動の向上を図り、もって本市の経済の活性化に寄与することを目的とする。

東京1局集中の是正のため、東京23区内からの本社及び本社機能の 移転を促進し、固定資産税を特別に下げて経済活動を盛んにするという ことだと理解するが、

①ここで言う<u>地方活力向上地域内と特定業務施</u>とはどういうことか。 説明を加えて欲しい。

# 2 第3条(不均一課税)

一第3条には、「認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以降2年を経過する日までの間に、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、または増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋または構築物及び償却資産並びに当該家屋または構築物の敷地である土地に対して課することとなった年度から起算して3年分の固定資産税に限り、倉吉市税条例に関わらず、100分の0.15とする」とあります。

つまり、一定の要件を満たしたら3年間固定資産税を0.15%とすると言うことだと思います。

- ①一定の要件等について簡単に説明して欲しい。
- ②倉吉市条例では固定資産税は何%となっているのか。
- ③固定資産税の軽減による国の支援策はないのか。